

御嵩町保育所等設置運営事業者審査基準

1. 趣旨

この審査基準は、御嵩町保育所等設置運営事業者選定委員会（以下、「委員会」という。）で選考するための審査の方法等を定めるもの。

2. 審査の種類

書類審査、ヒアリング審査、運営保育園等の視察審査による、3つの審査を実施する。

(1) 書類審査

イ. 事務局により次の審査を行う。

- ▶ 応募事業者が募集要項に基づき、応募資格や応募条件等を満たしているか確認し、条件等満たしていない場合は失格とする。
- ▶ 応募事業者の財務諸表等については、税理士による専門家の評価を求める。

ロ. 委員会により次の審査を行う。

- ▶ 別に定める「別表【審査項目と配点】」に基づき審査を行う。

(2) ヒアリング審査（プレゼンテーションと面接審査）

- ▶ 応募事業者が委員会にて提案内容のプレゼンテーション（30分）を行い、その後、面接審査（15分）を実施し、審査を行う。

(3) 運営保育園等の視察審査

- ▶ 委員会にて応募事業者の運営保育園等の現場で行われている保育内容の視察審査を行う。

3. 審査の方法等

- ① 各委員は、審査基準に従い審査項目ごとに採点を行い、その合計点を得点とし、最も高い得点を得た事業者を候補者とする。
- ② 各委員 110 点満点とし、事務局審査による別途加算（10 点満点）として、各委員一人あたりに加算する。合計は 120 点満点／人
- ③ 各委員の得点の合計を総合評価点とし、評価点の高い事業者から順に候補者を選考する。なお、総合評価点において、町が求める基準に満たしていないものは候補者としがない場合がある。
- ④ 応募事業者が 1 者の場合は、提出書類を審査したうえで、町が求める基準を満たし、委員会で協議した結果、適当と判断された場合、候補者とする。
- ⑤ 町が求める基準は、総合評価点が概ね 5 割（540 点以上／1,080 満点）以上の場合である。

4. その他

選考結果は町長に報告したのち、町長が総合的に判断し決定する。選考結果は町ホームページ等で公表を行う。

5. 評価点（参考）

下記の基準を参考にしながら、評価するものとする。

評価基準	
5.非常に優れている	“具体的な視点・着眼点” にすべて該当し、さらに優れたものがある。
4.優れている	“具体的な視点・着眼点” にすべて該当する。
3.適切である	“具体的な視点・着眼点” に2個以上該当する。
2.やや劣る	“具体的な視点・着眼点” に1個のみ該当する。
1.劣るまたは該当なし	“具体的な視点・着眼点” にすべて該当する。